

2015年8月10日

大阪府三島府税事務所長
見良津 兼美 様

自治労大阪府職員労働組合税務支部
三島分会 分会長 林 加代子



要 求 書

三島府税事務所に勤務する組合員の健康管理と福利厚生の実を図り、健康で安心して働ける職場づくりのため、下記事項について速やかに実現することを要求します。

記

1：職員の健康管理について

- (1) 職員の安全衛生を確保する観点から、安全衛生委員会の機能を強化し、職員の健康管理体制の充実を図ること。
- (2) 職員の健康管理に留意し、年間を通じ執務室を適温に保つこと。
特に空調機器の保守点検に努めること。
- (3) 職員の健康管理の観点から、OA対応デスクの全体配置を早急に行うこと。
また、職員の安全確保のため、床の段差についても解消すること。

2：庁舎の整備について

- (1) 職員の健康管理の観点から、休憩場所については、今後も必要な整備を行うこと。
- (2) 職員の衛生管理の観点から、各階トイレの壁・天井・床の補修清掃をすること。
また、洋式ウォシュレットの設置をすること。

3：公用車の整備について

- (1) 職員の安全確保の観点から、庁用自動車の点検整備に努めること。
- (2) 職員の安全確保の観点から、自転車の点検・整備・増設に努めること。

また、以下について要望します。

- ・庁用自動車運転中の事故によって自動失職することの無いよう、分限条例を改正すること。
また、損害賠償の求償権を放棄すること。
- ・庁舎の老朽化に伴い発生する様々な故障や破損には早急に対応すること。

- ・網戸・窓ガラス・ブラインドの清掃をすること。
- ・業務に必要な書籍・備品・消耗品等を支障の無いよう措置すること。
- ・新聞報道で本庁において分煙を検討しているときいたが、当所においても敷地内分煙ができるよう検討すること。